

事務連絡  
平成21年5月14日

医療機関各位

神戸市保健所長

### 症例定義および届出基準の変更について

4月29日に示された国の症例定義と届出基準が5月9日に変更になり、さらに5月13日に再改定がありました。届出変更点を提示します。なお今回の措置は、当分の間の運用とされ、今後の状況により見直されることがあることをご了解ください。

#### 記

##### 1. 届出のタイミングの変更

昨今、海外渡航歴や患者との接触歴が全くなく迅速診断キットが陰性で、新型インフルエンザの感染を強く疑う根拠に乏しい症例も疑い例として「届出」られています。

まず、疑い事例と思われるときは、保健所に連絡をいただき、症例定義および届出様式の内容を保健所と調整させていただきます。届出のタイミングはその後になります。

##### 2. 症例定義と届出基準の様式の変更

(1) 症例定義について、患者との接触の期間および蔓延国での滞在が 7日以内になりました(5月13日現在、蔓延国はメキシコ・カナダ・アメリカ(本土)です)。

(2) 「無症状病原体保有者」が追加されました。また、「豚インフルエンザ」の記載が削除され、感染動物との接触条件が除かれました。

(3) 届出様式について、「38℃未満の発熱」の項目が追加され、検体から「喀痰・鼻汁・便・髄液・血液」が削除され「鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液」が追加されました。

(4) 検査方法について、PCR法が「RT-PCR法」に記載変更になりました。

##### 3. 症例定義および届出様式の改定を踏まえ、改めて次の事項などをご確認するようお願いいたします。

(1) インフルエンザ特有の症状の有無

(2) 疫学的関連の有無

・7日以内に、インフルエンザ様症状を呈しているものとの接触歴

・新型インフルエンザの蔓延している国又は地域への渡航歴や滞在歴の再確認

(3) 他の疾患の有無等確認(A群溶連菌咽頭炎など細菌感染症の除外など)